

第2部 平成18年度においてものづくり基盤技術の振興に関して 講じた施策

1. ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

①経済成長戦略大綱の策定

「日本型経済成長モデル」を実現するために、成長力に寄与する政策を取りまとめ、政府及び与党が一体となって取り組むこととした「経済成長戦略大綱」を2006年6月に策定した。

「経済成長戦略大綱」では、2005年5月に策定された「新産業創造戦略」で位置付けられた燃料電池、ロボット、情報家電等の戦略分野の育成（2010年の市場規模約300兆円が目標）に加え、新世代自動車向け電池、がん克服等の先進医療機器・創薬、次世代航空機など潜在的な新産業群創出のための研究開発や初期需要創出のための規制の見直し等に取り組むこととした。

②研究開発促進税制（減税規模 5,800億円（2006年度））

企業が行う研究開発活動に対して、試験研究費の総額に係る税額控除制度〔総額の8%～10%〕、特別試験研究に係る税額控除制度〔総額の一律12%〕を引き続き講じた。また、併せて試験研究費の増加額（注）に対して、追加的に5%の税額控除を認める措置（2008年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される時限措置）を講じた。

（注）①比較対象となる試験研究費は、直近の3事業年度の平均

②直近2事業年度よりも当年の試験研究費が多いことが適用の条件

③技術戦略マップ2006の策定

新産業につながる技術分野ごとに、中長期的な市場ニーズ・社会ニーズを見据え、2005年3月に策定した「技術戦略マップ」のローリング（見直し作業）を実施し、2006年4月に技術分野を24分野に拡大した「技術戦略マップ2006」を策定した。

本年度は、国内・国際シンポジウムを開催するなど、技術戦略マップを産業界、学会等へ幅広く配布や広報することによって、研究開発の企画・実施に携わる方々とのコミュニケーション・ツールとして活用されるように積極的な活動を行った。

④営業秘密管理・技術流出防止の徹底

意図せざる技術流出に対する懸念が高まっている状況を踏まえ、不正競争防止法を改正し、営業秘密侵害罪の罰則を強化した（2007年1月1日施行）。また、適切な営業秘密管理方法を普及・啓発するため、各企業・団体への説明会等を実施するとともに、パンフレットを法改正に併せて改訂し、ホームページへの掲載及び各企業の知財担当者、情報管理担当者等への配布を行った。

ものづくり事業者と大学等の連携

①産学連携製造中核人材育成事業（28億3,000万円）

製造現場のベテラン人材の高齢化や技術の高度化・短サイクル化に対応して、製造業の競争力を支える現場の技術を維持・確保するため、産学連携の下、知識・スキルの体系化、製造現場を活用した教育効果の高い教育プログラムの実施等、産業界（地域産業、中小企業等）の視点に立った実践的な人材育成プログラムの開発を支援した。

②産業クラスター計画関連の支援策の拡充（301億円）

地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（産業クラスター）を形成するため、「産業クラスター計画」において、産学官の広域的な人的ネットワークの形成を促すとともに、地域の特性を活かした実用化技術開発の推進、新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）の整備等の支援策を総合的、効果的に実施した。

2. ものづくり労働者の確保等に関する事項

失業の予防その他雇用の安定

①高度技能活用雇用安定地域における助成金の支給（39億400万円）

高度技能活用雇用安定地域において、創業、異業種への進出等を図るため、高度技能労働者を受け入れ、又は当該受け入れに伴い当該地域に居住する求職者の雇入れ等を行った事業主に対して、地域雇用開発促進助成金の支給を行った。

②知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保（518億9,000万円）

2006年4月より、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を事業主に義務付けた改正高年齢者雇用安定法が施行されたことを踏まえ、当該措置を実施する事業主に対して支援を行った。また、地域の事業主団体と連携した対策の強化を図った。

職業能力の開発及び向上

①離転職者に対する職業訓練

厳しい雇用情勢が続く中で、ものづくり労働者を含め離職を余儀なくされた者の円滑な再就職の促進を図るため、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学、大学院、NPO、求人企業等あらゆる民間教育訓練機関を委託先として活用して職業訓練を実施しており、2005年度実績は約19万人となっている。

また、公共職業能力開発施設等として、職業能力開発校（2006年4月現在（以下同じ）184校）、職業能力開発短期大学校（10校）、職業能力開発大学校（10校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（62か所）及び障害者職業能力開発校（19校）を設置している。

3. ものづくり基盤産業の育成に関する事項

産業集積の推進等

①地域産業集積中小企業活性化事業費補助事業（4億9,300万円）

i) 「地域産業集積活性化法」の「進出計画」「進出円滑化計画」の承認を得た「特定中小企業集積」内の中小企業・組合が実施する研究開発、販路開拓事業等

ii) 「地域産業集積活性化法」の「高度化等計画」「高度化等円滑化計画」の承認を得た中小企業・組合が実施する研究開発等

iii) 「地域中小企業の支援機関が実施する人材育成、地域中小企業の経営・技術等のネットワーク化支援、共同研究支援等に対し、補助を行った。

②産地等地域活性化支援事業（10億8,800万円）

全国の産地や産業集積地域の振興を図るため、地域中小企業、組合等が行う販路開拓事業、マーケットのニーズを的確に捉えた商品開発及び人材育成等の産地の意欲的な取組に対し、補助を行った。

③地域イノベーション創出総合支援事業（71億円8,500万円）（独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

全国に展開している研究成果活用プラザやJSTサテライトを拠点として、自治体、経済産業局、JSTの基礎研究や技術移転事業などとの連携を図りつつ、シーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく行うことにより、地域におけるイノベーション創出を総合的に支援した。

中小企業の育成

①下請取引の適正化

i) 下請取引の適正化を推進するため、公正取引委員会等との緊密な協力の下、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）に基づき、約226,100件の親事業者及び下請事業者に対する書面調査、870件の親事業者に対する立入検査及び下請代金法違反の事実又はそのおそれが見られた事業者（約7,200件うち勧告8件）に対する改善指導等を行った（ただし、件数は2006年4月から12月までのもの）。

ii) また、下請代金法等を普及啓発する観点から、親事業者及び下請事業者の外注（購買）担当者等を対象として、下請取引改善講習会等を開催した。

中小企業庁開催

（通年開催）一日コース34会場、半日コース45会場、業界団体向けセミナー13会場。（予算額8,400万円）。

（下請取引適正化推進月間開催）全国26会場（予算額1,000万円）

公正取引委員会

（下請取引改善研修会）各都道府県8会場（予算額800万円）

（下請取引適正化推進月間開催）全国27会場（予算額400万円）

（コンテンツ業界向け講習会開催）3会場（予算額200万円）

iii) このほか、2006年11月21日付けで親事業者約20,400社、関係事業者団体約500団体に対し、通達（「下請取引の適正化について」）を発出し、下請代金法の遵守等を要請した。

4. ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

学校教育におけるものづくり教育

①スーパーサイエンスハイスクール（14億4,500万円）

科学技術、理科・数学教育を重点的に行う高等学校などをスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、将来の国際的な科学技術関係人材の育成のための取組を着実に推進するとともに、高大の接続の在り方について大学と連携した研究やカリキュラムの作成の研究などについても推進する。

②目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）（2億1,100万円）

地域の産業界、大学、研究機関などとの連携による、先端的な技術・技能などを取り入れた教育など特色ある取組を支援し、専門高校の活性化を図るための事業を実施。

③インターンシップの推進

大学・高等専門学校において、学生の高い職業意識や創造性を育成するため、企業などの現場におけるインターンシップを推進。

①インターンシップを実施している大学などに対する支援のうち、私立大学等に対しては私立大学等経常費補助金において措置（2006年度予算額 7億6,700万円）。

②一層の推進を図るための調査研究などの実施。

5. その他ものづくり基盤技術の振興に関して必要な事項

国際協力

①国際機関等を通じた技術協力（1億5,400万円）

アジア太平洋地域の職業訓練の水準の向上等を目的とした地域プログラムであるアジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）を通じた協力として、APSDEPと共催で職業訓練の振興、技術向上のための専門家会合セミナー等を開催した。さらに、アジア太平洋経済協力（APEC）域内の人材養成分野の活動に対する協力として、域内の開発途上国を対象に機械器具整備等ものづくり基盤技術に関する分野を含め、地域住民に基礎的な技能を付与する人材養成技能研修事業等を行った。また、東南アジア諸国連合（ASEAN）を通じた人材養成分野への協力として、ASEAN新規加盟4カ国（CLMV諸国：カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）の職業訓練の促進、向上等を図る人材養成基盤整備支援のための研修等を実施した。